

## 事業主の皆様へ

### 障害者雇用納付金の納付期限の延長についてのお知らせ

平成28年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

#### 1 障害者雇用納付金の納付期限の延長について

平成28年熊本地震による被害の甚大さに鑑み、次の①及び②に該当する障害者雇用納付金については、その納付期限が延長されることとなりました。

- ① 熊本県内に主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの
- ② 平成28年4月14日以降に納付期限が到来するもの  
(督促状の指定期限が平成28年4月14日以降である場合を含みます。)

#### 2 延長後の障害者雇用納付金の納付期限について

災害のやんだ日から2ヶ月以内の日を定めることとしておりますが、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしていることから、決定次第お知らせいたします。

平成28年4月22日

#### 【お問い合わせ先】

独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構  
納付金部管理課  
TEL 043-297-9650